

生活介護

平成30年度報酬単価

生活介護 サービス費	定員20人以下	区分6	1,283 単位	
		区分5	963 単位	
		区分4	683 単位	
		区分3	613 単位	
		区分2以下	561 単位	
	定員21人以上40人以下	区分6	1,144 単位	
		区分5	854 単位	
		区分4	601 単位	
		区分3	541 単位	
		区分2以下	493 単位	
	定員41人以上60人以下	区分6	1,104 単位	
		区分5	819 単位	
		区分4	570 単位	
		区分3	504 単位	
		区分2以下	461 単位	
	定員61人以上80人以下	区分6	1,049 単位	
		区分5	784 単位	
		区分4	551 単位	
		区分3	495 単位	
		区分2以下	447 単位	
定員81人以上	区分6	1,032 単位		
	区分5	768 単位		
	区分4	537 単位		
	区分3	480 単位		
	区分2以下	430 単位		
共生型生活介護サービス費（Ⅰ）			694 単位	新設
共生型生活介護サービス費（Ⅱ）			854 単位	新設
基準該当生活介護サービス費（Ⅰ）			694 単位	
基準該当生活介護サービス費（Ⅱ）			854 単位	

旧単価

生活介護 サービス費	定員20人以下	区分6	1,278 単位	
		区分5	959 単位	
		区分4	680 単位	
		区分3	610 単位	
		区分2以下	559 単位	
	定員21人以上40人以下	区分6	1,139 単位	
		区分5	851 単位	
		区分4	599 単位	
		区分3	539 単位	
		区分2以下	491 単位	
	定員41人以上60人以下	区分6	1,099 単位	
		区分5	816 単位	
		区分4	568 単位	
		区分3	502 単位	
		区分2以下	459 単位	
	定員61人以上80人以下	区分6	1,045 単位	
		区分5	781 単位	
		区分4	549 単位	
		区分3	493 単位	
		区分2以下	445 単位	
定員81人以上	区分6	1,028 単位		
	区分5	765 単位		
	区分4	535 単位		
	区分3	478 単位		
	区分2以下	428 単位		
基準該当生活介護サービス費（Ⅰ）			691 単位	
基準該当生活介護サービス費（Ⅱ）			851 単位	

生活介護

平成30年度報酬単価

地方公共団体の指定生活介護事業所の場合		
生活介護サービス費	96.5 %	
定員超過利用減算	70 %	
従業員欠如減算		
減算が適用される月から2月目まで	70 %	新設
3月以上連続して減算の場合	50 %	新設
サービス管理責任者欠如減算		
減算が適用される月から4月目まで	70 %	新設
5月以上連続して減算の場合	50 %	新設
生活介護計画未作成減算		
減算が適用される月から2月目まで	70 %	新設
3月以上連続して減算の場合	50 %	新設
開所時間減算		
4時間未満	50 %	
6時間未満	70 %	
短時間利用減算	70 %	新設
利用時間5時間未満の利用者が全利用者の50%以上		
定員81人以上の事業所の場合	99.1 %	
医師未配置減算	12 単位	
身体拘束廃止未実施減算	5 単位	新設
サービス管理責任者配置等加算	58 単位	新設
「共生型生活介護サービス費」のみ		

旧単価

地方公共団体の指定生活介護事業所の場合	
生活介護サービス費	96.5 %
定員超過利用減算	70 %
従業員欠如減算	70 %
生活介護計画未作成減算	95 %
開所時間減算	
4時間未満	70 %
6時間未満	85 %
定員81人以上の事業所の場合	99.1 %
医師未配置減算	12 単位

生活介護

平成30年度報酬単価

人員配置体制加算（Ⅰ）	
定員20人以下	265 単位
定員21人以上60人以下	212 単位
定員61人以上	197 単位
※地方公共団体の指定生活介護事業所の場合	
	96.5 %
人員配置体制加算（Ⅱ）	
定員20人以下	181 単位
定員21人以上60人以下	136 単位
定員61人以上	125 単位
※地方公共団体の指定生活介護事業所の場合	
	96.5 %
人員配置体制加算（Ⅲ）	
定員20人以下	51 単位
定員21人以上60人以下	38 単位
定員61人以上	33 単位
※地方公共団体の指定生活介護事業所の場合	
	96.5 %
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	10 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	6 単位

旧単価

人員配置体制加算（Ⅰ）	
定員20人以下	265 単位
定員21人以上60人以下	212 単位
定員61人以上	197 単位
※地方公共団体の指定生活介護事業所の場合	
	96.5 %
人員配置体制加算（Ⅱ）	
定員20人以下	181 単位
定員21人以上60人以下	136 単位
定員61人以上	125 単位
※地方公共団体の指定生活介護事業所の場合	
	96.5 %
人員配置体制加算（Ⅲ）	
定員20人以下	51 単位
定員21人以上60人以下	38 単位
定員61人以上	33 単位
※地方公共団体の指定生活介護事業所の場合	
	96.5 %
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	10 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	6 単位

生活介護

平成30年度報酬単価

常勤看護職員配置等加算（Ⅰ）		
定員20人以下	28 単位	
定員21人以上40人以下	19 単位	
定員41人以上60人以下	11 単位	
定員61人以上80人以下	8 単位	
定員81人以上	6 単位	
常勤看護職員配置等加算（Ⅱ）		
定員20人以下	56 単位	新設
定員21人以上40人以下	38 単位	新設
定員41人以上60人以下	22 単位	新設
定員61人以上80人以下	16 単位	新設
定員81人以上	12 単位	新設
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41 単位	
初期加算	30 単位	
訪問支援特別加算		
1時間未満	187 単位	
1時間以上	280 単位	
欠席時対応加算	94 単位	
重度障害者支援加算		
体制を整えた場合	7 単位	新設
支援を行った場合	180 単位	新設
※加算の算定を開始した日から起算して90日以内	+700 単位	新設

旧単価

常勤看護職員配置等加算		
定員20人以下	28 単位	
定員21人以上40人以下	19 単位	
定員41人以上60人以下	11 単位	
定員61人以上80人以下	8 単位	
定員81人以上	6 単位	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		
初期加算	30 単位	
訪問支援特別加算		
1時間未満	187 単位	
1時間以上	280 単位	
欠席時対応加算	94 単位	

生活介護

平成30年度報酬単価

リハビリテーション加算（Ⅰ）	48 単位	新設
リハビリテーション加算（Ⅱ）	20 単位	
利用者負担上限額管理加算	150 単位	
食事提供体制加算	30 単位	
延長支援加算		
1時間未満	61 単位	
1時間以上	92 単位	
送迎加算（Ⅰ）	21 単位	
※一定の条件を満たす場合	+28 単位	
※同一敷地内	70 %	新設
送迎加算（Ⅱ）	10 単位	
※一定の条件を満たす場合	+28 単位	
※同一敷地内	70 %	新設
障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）	500 単位	
障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）	250 単位	新設
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位	新設
就労移行支援体制加算		
定員20人以下	42 単位	新設
定員21人以上40人以下	18 単位	新設
定員41人以上60人以下	10 単位	新設
定員61人以上80人以下	7 単位	新設
定員81人以上	6 単位	新設

旧単価

リハビリテーション加算	20 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
食事提供体制加算	30 単位
延長支援加算	
1時間未満	61 単位
1時間以上	92 単位
送迎加算（Ⅰ）	27 単位
※一定の条件を満たす場合	14 単位
送迎加算（Ⅱ）	13 単位
※一定の条件を満たす場合	14 単位
障害福祉サービスの体験利用支援加算	300 単位

生活介護

平成30年度報酬単価

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	4.2 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	3.1 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※指定障害者支援施設で行った場合	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	6.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.8 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※(Ⅳ)と(Ⅴ)は将来的に廃止	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.6 %
※指定障害者支援施設で行った場合	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.9 %

新設

旧単価

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	4.2 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	3.1 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※指定障害者支援施設で行った場合	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	6.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.8 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.7 %
※指定障害者支援施設で行った場合	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.9 %